

第四十三回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第二十五号

昭和三十八年六月十五日(土曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事有田 喜一君 理事岡本 茂君

理事岡田 利春君 理事多賀谷真稔君

理事中村 重光君

白濱 仁吉君 周東 英雄君

中村 幸八君 藤井 勝志君

井手 以誠君 滝井 義高君

松井 政吉君 伊藤卯四郎君

出席政府委員

大蔵事務官 高橋 俊英君

(銀行局長) 廣瀬 正雄君

通商産業事務次官 中野 正一君

(石炭局長) 三治 重信君

労働事務官 田辺 博通君

(職業安定局長) 大蔵事務官

(主計官) 大蔵事務官

大蔵事務官 海堀 洋平君

(理財局長) 通商産業事務官

長 井上 亮君

(石炭局長) 労働事務官

長 北川 俊夫君

(職業安定局長) 労働事務官

長 六月十五日

委員濱田正信君辞任につき、その補

欠として藤井勝志君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員藤井勝志君辞任につき、その補

欠として濱田正信君が議長の名で

委員に選任された。

委員藤井勝志君辞任につき、その補欠として濱田正信君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件  
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)  
電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三号)  
石炭鉱業經理規制臨時措置法案(内閣提出第一二四号)  
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

○上林山委員長 これより會議を開きます。  
内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業經理規制臨時措置法案、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 本日は、先般の石炭鉱業審議會で特にその対策規模の中で最もウエートを占める三井鉱山関係の問題についてお伺いしたいと思っております。もちろん石炭鉱業審議會は、個別の山については個別的にその内容を明らかにしておるわけではございませんけれども、しかし昭和三十八年度

のスクラップ計画というものは、何と云っても三井鉱山の占めるウエートというものが非常に大きいわけですね。その対策の重点というものは、当然それは言おうと言いまし、北海道の場合には三井美明を中心にして考えられるでしょうし、さらに審議會の権限として、私が問題にしました九州筑豊二山の田川、山野、この企業形態の変更、こういう問題が実は出てまいっておるわけですね。そこで私がまずお聞きしたいのは、この三井鉱山関係における三山の取り扱ひの問題については、それだけに通産省並びに労働省としても重大な関心を払っておるところだと考えるわけですね。しかし、すでに労使の間においては、これらの問題を含む広範な合理化提案というものが労働組合に出されて、しかも一般論並びに各山ごとに分科会を開いて、労使は今日まで折衝を続けてまいったわけですね。遺憾ながら、その具体的な折衝の過程をめぐってお互いに理解する点に到達することが非常に困難である、こういう条件に今日実は立たされておるわけですね。

そこで私は、まず、当然この石炭鉱業審議會で一応その方向をきめて、幹事とその責任において労働組合に提案をする、しかしながら、そこでなかなか事態の解決がでない場合において、当然そういふ事態に対処して、その時点でものごとを考へる、こういう説明も実は前にあったわけではございませんから、そういう意味では、この三井

鉱山の労使間の問題についても重大な関心を払われておると思つておるわけですね。したがって私は、そういう三井鉱山における労使間の合理化計画について、通産省、労働省は十分把握をしておるかどうか、それから今日の事態は、労使間の状態がなかなか理解点に到達できないで、交渉でいふならばいふゆるる決裂状態になつてきておるということについて理解をされておるかどうか、この点についてひとつ、把握をされておる内容について承りたいと思つておるわけですね。

○中野政府委員 先般開かれました石炭鉱業審議會におきまして、昭和三十八年度の合理化整備計画を御審議願つたわけでありまして、その際に通産省といたしましては、特に大手の山につきましても資料をとりまして、いろいろ検討はしておるわけでありまして、その結果原案として、六百七十一万トンの閉山が妥当ではないかということ案を出しまして、当時審議會の御審議を願つたわけでございます。ところが審議會の御意見にありますように、これを五百五十三万トンに削減する、雇用対策上あるいは地域経済に及ぼす影響等を考へて百八十八万トンに削減する、特に、これは政府原案の妥当性を認めながらも、地域経済に及ぼす影響、雇用の安定という見地から筑豊二山について一これは筑豊二山ということをお話しておられます。審議會の席では個々の山の問題は審議しておられますが、筑

豊について百万トン削減をしたわけではございませんから、したがって当然これは筑豊二山の削減をやる、こういうことではございません。その結果、これを黙って百万トンを削減はできない、むしろいまのような事態を回避して、一日も早く石炭産業全体を自立と安定に持つていくためには、政府原案程度の閉山もやむを得ないではないかという空気があつたわけでありまして、これを黙って削減をするわけにはいかなない。したがって、これが需給並びに会社經理に対する悪影響を回避する措置については、石炭鉱業審議會の合同部会——これは資金関係にも影響しますし、需給問題にも影響するし、そういうことで合同部会の部会長會議でその問題については審議するようになつたこと、審議會から部会長會議に任されたわけでありまして、そして政府といろいろ相談をいたしました結果、石炭鉱業審議會の各部会長の會議におきまして、この筑豊の百万トン削減によつて影響を受けると考えられる筑豊二山については、第二会社方式によつて合理化を行なう以外に道はないやないかという結論を出されたわけでありまして、そうしてその結論というものを労資双方が十分この趣旨を理解して、再建のために合理化を進めてもらいたい。これをどういふ形で合理化をやるかという問題は、もちろん労使の話し合いの問題でございます。現在話し合いが進行中というふうに承知をいたしておられます。ただ、こういう形をとつ

てもなお再建といふことはなかなかむずかしいのじゃないかというものが、部会長會議の結論でございます。したがって政府並びに関係金融機関は、この再建については特別の配慮をすべきである、こういう意見が出ておるわけでありまして、この意見に従つて、もしそういう形で適切な再建策がとられるとすれば、政府はこれに対して適切な応援措置を講じねばならぬ、こういうふうな考へておられます。

○岡田(利)委員 時間がありませんから私は端にお聞きしますが、いま三井鉱山では労働組合に対して、美唄については七月一日付で閉山をしたい、もしこれが了承できない場合には閉山を一方的に強行する、こういう態度を堅持して提案をいたしておるわけでありまして。さらに山野、田川については、十月一日から第二会社に移行する、実はこういう提案をいたしておるわけです。話し合ひは今日大体決裂状態になつておるわけですが、いわゆる重大な影響を地域経済に及ぼす山が、会社側の一方的な強行によつて閉山されるものかどうか、私は非常に問題だと思つておるわけですが、私が、組合の同意を得られなくても七月一日にはもう一方的に強行する。御存じのように、石炭鉱業審議會で一応今年度の計画をきめて、まだ二カ月前より経過してないわけですが、ですから政府がそういう方針をきめて、それに基づいて話し合ひに入つた、それが四カ月前も五カ月前も半年も実は話し合ひをしておるわけではないわけですが、ここに実は問題があると私は思ふので、少なくともこういう一つの総合的な政策の中で、このスクラップ・アン

決定がなされてから二カ月前程度しか経過してないといふことは事実だと思つておる。ですから私がここで問題にするのは、御存じのように、三井美唄の労働組合の機関決定は、何も閉山は絶対認めないといふことを言つておるのじゃないのです。まず働いておる人々の雇用の転換をスムーズにして、雇用が安定的に保障されるならば閉山もやむを得ないという機関決定を、美唄の労働組合はしておるわけですが、そこで基本的に対立する問題は何かと考へてみますと、それは働いておる労働者の円滑な安定的な雇用の転換が問題なんです。ですからその点の理解が十分でないにもかかわらず、会社が組合の同意も得ないで一方的に閉山を強行するといふことになりまして、私はきわめて重大な問題だと考へるわけですが、そこで私は端にお聞きしてまいりたいと思つておるのですが、今年度の再就職計画の中に、三井鉱山から出されておるいわゆる企業として雇用の転換をする内容については、それが労働省に提示されて、それに基づいて雇用の転換が実施されて、それに基づいて再就職計画の中に組み入れられておると思つておる。しかしながら、われわれが雇用の転換するといふ場合には、安定的な雇用の転換といふことが第一であり、行つた先において安定的な仕事につき得るといふことが条件で、企業の努力による雇用の転換といふことがなされておると思つておる。何か不安定なところに押し込めて、それがいわゆる雇用の計画の中の安定的な雇用であると言われるならば、私は大へんな問題だと思つておる。ところがいま三井鉱山が、特に私は美唄の問題に限つて申し上げます

が、まず第一に三井鉱山内のいわゆる炭鉱内の雇用の転換で、三井別に対して三百名の労働者の転換をさせる、三井の企業内でまず自動的に別の企業所に移る者が四百名という提案がなされておるわけですが、しかしながら同じ三井鉱山であつて、美唄がなくなつて別別に行く、あるいはまた三池に行く、この者が一斉に解雇されなければならぬ理由が一体あるのかどうか、私はここに非常に疑問を感ずるわけですが、同じ三井鉱山の従業員であつて、三井美唄をやめる労働者を同じ三井鉱山の経営の三井別別に三百名、三池企業所に百名転換させる、これは当然企業内の転換ですから配置転換になるわけですが、これを全部解雇しなければならぬといふ理由があるのかどうか、そういうことが許されていいのかどうか、私は非常に疑問に思つておるわけですが、これが第二会社とか別の法人格の会社に、同じ三井鉱山の系列の会社でも別な会社に転換する場合は、もちろん一応解雇されることが転換することになる。しかしながら、日常的にも美唄から別別に転換することはあり得るので、その部分についてはこれは自動的に配置転換になるのだから、これは解雇を伴うことが自體がおかしいのです。そういうことが許されるとするならば、この配置転換による退職金その他を一応清算をして、政府が金を貸すのだから、整備資金は政府が出すのだから、そこで一応清算しておけばいい。それからさういふようなばかげたことが許されていいのかどうか。これは私は今日の常識で

は考へられないと思つておる。したがって、これは労働省にお聞きしておきますが、そういう事実を知つておるかどうかが、こういう場合の常識といふのは、私がいま申し上げたように配置転換と考へるべきだと思つておるのですが、いかがでしょうか。

○中野政府委員 いま労使が三井問題につきましても交渉を進めておること、十分知つておられます。ただ、これは最近交渉が始まつたのじゃない、これは二月から労使はすでに交渉に入つておるわけですが、ところが国会でも非常にこれが問題になりまして、結局三十八年度の合理化審議會が済むまでは、政府としては予備折衝といふふうに見ておつたわけでありまして、ところがそのうちに、四月の終わりに正式に政府の三十八年度の閉山規模が決定をします。それから交渉が正式に行なわれておる。会社はさういふように言わないかもしませんが、政府側としてはさういふように見ておるわけでありまして、相当長い間交渉を続けておるといふふうになつておるわけでありまして、

○岡田(利)委員 今日閉山をする場合のシステムとして、一応全体的にらみ合せて、地域経済の影響等も考へて審議會で最終的に答申する、それに基づいて通産省が閉山規模を告示して出発するわけですが、予備的な話し合ひがどの程度行なわれておつたかは別にして、少なくともさういふ正式な

○岡田(利)委員 この場合、いわゆる合理化事業団から整備資金を貸さないならいいのです。また別な問題です。純然たる労使の問題です。しかしこれは、整備資金を貸すのです。政府が資金を貸すわけですが、しかもそれが別な第二会社なり系列会社に行くから、一応これは解雇して新しくその会社に採用するといふことは考へられませんが、端的に言えば、同じ六山の中の配置転換です。さうして一応解雇するといふことは、配置転換するのには政府が整備資金を出さなければならぬといふばかな話があるか、また常識から考へても、同じ炭鉱の転換といふものは配置転換だから、解雇するといふこと

が、まず第一に三井鉱山内のいわゆる炭鉱内の雇用の転換で、三井別に対して三百名の労働者の転換をさせる、三井の企業内でまず自動的に別の企業所に移る者が四百名という提案がなされておるわけですが、しかしながら同じ三井鉱山であつて、美唄がなくなつて別別に行く、あるいはまた三池に行く、この者が一斉に解雇されなければならぬ理由が一体あるのかどうか、私はここに非常に疑問を感ずるわけですが、同じ三井鉱山の従業員であつて、三井美唄をやめる労働者を同じ三井鉱山の経営の三井別別に三百名、三池企業所に百名転換させる、これは当然企業内の転換ですから配置転換になるわけですが、これを全部解雇しなければならぬといふ理由があるのかどうか、そういうことが許されていいのかどうか、私は非常に疑問に思つておるわけですが、これが第二会社とか別の法人格の会社に、同じ三井鉱山の系列の会社でも別な会社に転換する場合は、もちろん一応解雇されることが転換することになる。しかしながら、日常的にも美唄から別別に転換することはあり得るので、その部分についてはこれは自動的に配置転換になるのだから、これは解雇を伴うことが自體がおかしいのです。そういうことが許されるとするならば、この配置転換による退職金その他を一応清算をして、政府が金を貸すのだから、整備資金は政府が出すのだから、そこで一応清算しておけばいい。それからさういふようなばかげたことが許されていいのかどうか。これは私は今日の常識で

は考えられないのではないか。あと人員の四百名にだれを当てるかというとは、別な問題です。ほくは一般論として申し上げているわけです。もちろん政府が金を貸してくれるのだから、全部切って退職金を清算すれば、政府の金はその部面に貸してくれるのだから、四百名の分を一回払ったほうが得だ。そうすると、同じ三井鉱山だけれども今度は新しくまた一年、一年の勤続年数でやったほうが、退職金も累増されないという問題はもちろんあります。しかし政府が資金を出すのに、そういうことが許されていいのかわりかという点については、その成り行きいかんによつては重大な問題だと思ふのです。そういうところまで政府が金を貸すということが今日常識なのか、そういうことが許されていいかどうかという問題が、私はここにひそんでおると考へる。この点を十分ひとつ把握をされておつていただきたいと思ふのです。大體三治さん、こういうことがわからないのがおかしいのです。再就職計画にはこういう問題が入つてゐるでしょう。特に三井三山の問題は、地域経済に影響を及ぼすし、重点的に対策を立てなければならぬと言つてゐるじゃありませんか。しかも、労使の交渉は決裂の状態なんです。それがどういふ提案がなされておるかからぬというの、今日雇用転換をスムーズに行なうというのに、労働省としてどうかしてゐるのではないか、実はこういう感じがするわけです。御存じなければ、ひとつ私の見解を添えて十分検討しておいていただきたいと思ひます。

第二の問題は、三井鉱山は既設の第二会社、特に三美鉱業に対して約七十名、三美製作所に対して二十一名、新しく空知興業という会社を興して、ここには約三百人、畜産会社をつくらせて、これは八十二名です。撤収作業に二百三十名、その他美唄学園に約二十六名、三峯の化成機械に二十名、合計一千二百六十四名、これは在籍に對する七七%です。こういう内容は当然出されておると思ふのです。ここで問題なのは、既設の第二会社の問題は、すでに会社があるのですからよろしいです。新規の關係会社をつくるという問題が実は出てきておるわけです。これはもちろん産炭地振興計画とも関連が出てくるでしょうし、企業が雇用を吸収するという努力として、こういうことを考へられることについて、私は否定するのじゃないのです。とやかく言ひのじゃない。ただ問題は、この内容なわけですね。いままで説明されたところによりますと、畜産会社の百十五名というの、大體年間一人の稼働日数が百五十日だといふのです。ですから、大體七十名くらいが三百日稼働するといふことに突はなるわけです。これでは幾ら企業が責任をもつて吸収しますと言つても、實際問題として安定的な雇用の転換にはならぬと思ふのです。畜産会社については年間百五十日の稼働、こういうことでいわれる再就職については責任を持ちますと言つても、労働者が納得できないのは、めし食えぬから当然ではないか、私はこう考へるわけです。こういう点について具体的にすでに提案されておるのですが、十分把握をされておるのかど

るか、この点お伺ひしたいと思ふので、それから新規の会社の空知興業あるいは畜産会社、三美産業、これらの点については、新しい会社を起すにあつたて、いろいろ融資關係も出てくるわけですね。産炭地振興關係であれば、当然事前に通産省のほうに話があり、雇用吸収の面では労働省等に対しても説明があつたものと思へるわけです。いま会社が労働組合と話し合ひしてゐる内容と、あなた方に会社が説明してゐる内容とは同じですか。いかがでしょう。

○三治政府委員　いま言われましたのが組合側に提示されている再就職の問題でございますけれども、われわれ承知しております。この最終案になるまで何回か案が練られました。そして最終的にこういうふうな案になつたわけでありまして、いまも言われました畜産会社の場合に百五十日しか稼働させないのだ、それくらいしか稼働日数はないのだといふふうなことは聞いておられます。われわれのほうも、その畜産の会社はどうかといふに経営するかどうかといふこまかい問題や資金の問題につきましては、その詳細にはタッチしておりませんが、こまかい案をつくる過程において、その前に案があつたわけでございます。一応これならば通産省のほうも大體融資の対象になる、それから経営上においても問題がなくて成功の可能性があるといふことで、最終案がここに固まつたといふふうに承知しております。融資の關係や事業の見込みの問題につきましては、通産省のほうからお答え願ひしたいと思います。

○中野政府委員　美唄の閉山に伴ひまして、離職者が相当出ます。また産炭地の疲弊の問題が起りますので、これについては通産省としても前々から検討いたしておられます。三井鉱山に對しても、できるだけ系列会社、新しい会社等を起して、ここにできるだけ離職者を吸収するように指導してきております。いま先生が大体おあげになつたような構想と承知をいたしておきます。これに對しまして通産省としては、産炭地振興法の最重点地域といたしまして、これに對して必要な資金の融資その他についてはできるだけ応援をすることを会社に言明をいたしておきますし、われわれとしてもそのつもりで処置をしてきておるわけでありまして、

○岡田(利)委員　企業の責任における新規会社として空知興業というものが約三百名雇用するといふこと、これは空知地方の場合、非常にウエートが高いわけです。この仕事の内容は開発、掘き、地下鉄等を考へておる、こういう程度で、まだはつきり固まつていないようなわけですね。もちろんこれは仕事が必要ならば、空知興業株式会社をつくらせて約三百名雇用するといふことも、そう簡単にはまいらぬわけですね。いまの労使關係の事情は、先ほど申し上げましたように、労働組合のほうは雇用の転換さえできれば閉山は認めるという態度なんです。労働組合が認めないという態度の場合、雇用の転換ができれば認めるのだという態度の場合には、おのずから政府としても見方が普通一般の場合と違つていふ思ふのです。ですから政府において、雇用をできるだけ最大限に努力し

てやつて、あるいはまた七七%、千二百六十四名の雇用転換を考へてゐる点について安定的なものかどうか、十分指導をするなり助言をするなり、あるいは新規の会社について、いま石炭局長が言われたように、融資その他、仕事についても政府が考へてやる、そういうことが一番望ましいわけですね。それ以外の二三%についても、できるならば、別に政府の考へられる面があればそれを付加して、労働組合もそういう決定をしてゐるのですから、スムーズにいったほうが私はいと思ふのです。ですから、個別の山の問題という点であまりちゅうちゅうする必要はないのではないかと、私は考へるのです。そういう点については労働組合のほうも、政府のそういう指導なり助言なりといふものを十分聞いて、できるならば雇用がスムーズに転換できて閉山に踏み切るといふことになつていくことがいいと思ふのです。労働組合が大體でそういう決定をしてゐるのですから、ほかの場合のケースと違つて思ふのです。ですから、少くも政府のほうでも突っ込んで、大手でこれだけの大きい山が一ぺんにほん閉山になるのは三井美唄をもつて初めてのことなんです。ですから最重点政策を向けるという考へ方は承知いたします。さらにもう一つ進めて、具体的に助言しても別に問題のないことだと思ふのです。そういう点について労働省は再就職計画に基づいて、特に美唄の問題については、いま労使の話し合ひが決裂して一方は強行するといふおるのですから、社会問題にもなると思ふので、もう少し突っ込んで、会社の内容につきまして

も政府の助言できるものは助言し、あるいは何か手を打てるものがあるれば手を打って、労働者が安心できるようにすべきではないか、こう思うのです。そういう点について労働者は積極的にこれらの問題について、いま言つた方向で努力される考えがあるかどうか。あるいは残っている二三%についても、それが全部閉山前にすく見通しがつくというにはならぬかもしれません。最大限でできればそういう方向で具体的に努力をすべきではないか、こう私は考えるわけです。その点労働者としてそういう方向でやるという考えがあるかどうか。

それと同時に、通産省の場合も、新しい会社をつくる計画がすでに提案されておるわけですから、そういう点について、もう少し突っ込んでやるのが合理化法の趣旨にもかない、石炭鉱業審議会の決定がスムーズにいこうということになると思つて、七月一日から強行することだと、その間わずか二週間しか日にちがないのです。もちろん労使関係ですから、相当波乱は出ると思つて、しかしながらそういう点で十分煮詰めて、できるならば円満に話し合ひができていく方向をとるように、通産省としても産炭地振興関係の中で、労働者もある程度理解できて了承されるという方向で、やはりある程度政府の考え方がはっきりしないと、三井鉱山の方も、そういうちつとしたものを出さぬということもあると思つて、そういう点について積極的に手を打たれる考えはないのか。現状認識が少し違ふよりなんです、会社は七月一日強行、交渉は決裂の状態、いままでの分科会をやめて

みんな山に帰る、そうしてどういう形で対決するかというよりな状態が、今日の三井鉱山労使の実態なんです。ですからそういう実態認識というものが違えば、大したことはないだろうという場合と、そこまでできているのかという認識では、また考え方が変わってくると思つて、そういう点についての考えを聞きたいと思つて。

○三治政府委員 この提示された会社の配転計画というものは、提示される前に、先ほど申し上げましたように、われわれのほうに相談もあり、われわれのほうとしては、同じ配転でも美唄市において少なくとも半分以上生業ができるような計画ということから、この作業が始まって、最終的にわれわれのほうも通産省のほうも、この提案された内容については了承しているわけでございます。それからいままでも再就職の場合の相談は、やはり労使が妥結しない前に安定所がいましても、実際上できまません。したがって閉山がいつになるにしても、実際問題として労使がこれだけ離職するということを了承すれば、すぐ安定機関として活動に入れます。しかしそれまでの間安定機関は、法律にも明記されておらず、労使関係が行なわれておるときに、それに職業紹介の関係で介入しない、これはわれわれのほうとしても今後、その点において実際上できないわけですし、法律上もそういうことごとくございますので、労使の話し合い中に就職問題を山に持つていくということはいけません。

それからさらに、今後ともこの労使の話し合いを注目し、その計画について必要があれば、労働省としてもいろいろ

いろいろなサゼスチョン、希望を申し述べるにやぶさかではありませんが、いずれにいたしまして、この一月労働大臣が現地に行きましたときも、三井美唄の組合も決して三池争議的なことをやろうとは考えていない、あくまで話し合いでわれわれのほうは解決していく腹だから、政府のほうも会社によく話をして、われわれの納得できるようにしてもらいたいという希望は十分述べられております。そういうことからは、われわれのほうとしては、三井の問題の処理につきましては、いままでも十分話し合つてきて、御希望は申し上げておるといふふうに考えております。今後ともそういうふうな決裂状態で行われるということがないように、できるだけ円満にいくように十分協力していきたいというふうに考えております。

○中野政府委員 三井美唄の問題につきましては、従来からわれわれとしては会社のほうを指導いたしまして、系列会社をつくつてそこにできるだけ雇用するようというところをやつてきておられます。さらに今後、会社側の計画がだんだん具体的に明確になつてくるに従いまして、われわれとしては積極的にこれに対して指導もし、同時に融資その他についても十分考えたいというふうに思つております。

○岡田(利)委員 労働省からの答弁ですと、なるほど形式的にはそう言えると思つて、しかし労使の問題、特に合理化計画に基づいて山が閉山になるという場合には、そうあまり形式的にばかりものごとを考へることは、私はどうかと思つて、労働組合の態度と

れに即応して、結局話し合いが円満にきまつた場合にはどういう手を打つか、事前にやはりできるものならば、そういうものはある程度方向づけられておかれてけつこうだと思つて、私はいまここで、労使を紛糾させるために質問しているのではないのです。いま言つたように、大手のああいふ大規模な山が一ぺんに閉山になるといふのは新しいケースです、そういうような重点施策を向けてある程度できれば、あとの雇用転換はその分だけ解決するわけです。なくなるわけですから、そういう意味で雇用が安定的に、労働者が理解して転換できる方向を望んで、実は質問をしておるわけです。ですから結局撤収されて、残る者は逐次転換すればいいわけです。あとの約二三%程度の人については、たとえ就職あつせんについても、こういう点の求人開拓がいまのところ一応ある、それは別に三井美唄の人のためにあるのではないけれども、一応ある、そういう点について優先的に考えていく、あるいはまた転換の相談については、山が閉山になるわけですから、この場合は重点施策はどういうような考え方でおるのだ、これは別にこの段階にすれば、そういう方向が明らかになされても私は問題がないのじゃないか。それと同時に、三井鉱山が提案している内容についても労働省が十分把握しておかなければ、そして指導しておかなければ、労働者が理解できないままにトラブルが起きてくる、これは不幸なことだと思つて、そういう形式論ではなくて、実態を正確に把握して、事実的に対策を立てていくことが望ましい

のだ、僕はこういう考えに実は立つておるわけです。それから、いま通産省からお話がありました、なるほど、この三井美唄については重点的な対策を立てる、あるいは資金的にもその他についても考えていくというところは非常にけっこうな話だと思つて、ただこれも私は労使関係を紛糾させる、そういう前提ではありませぬけれども、この問題は、組合の同意を得られないで一方的にほん強行せられて、七月一日というのを会社側が強行する。強行してもすぐこれは買上げるわけでもないでしよ。強行してやめた山、撤収した山を買上げるかどうかという問題も、実際問題としては出てくるわけです。組合が同意しなければ、買上げできないわけですよ。それから七月一日という時点も、私は非常に疑問があるわけなんです。ですからそういう意味で、これはやはり雇用の問題に重点を置いて、少なくとも吸収できるような産炭地の振興や、そういう労働関係についてサゼスチョンをやつてやる、それなら労働者が理解でき、一番いいのじゃないか。労働組合も同意するでしよ。うし、スムーズにいくなければ、そしていま最も苦境にある三井鉱山にとつても、スムーズにいけばいいわけなんです。それから、そういう意味で、労働組合の態度等から考えても、私はもう少し積極的にものごとを考へていくべきだ、こう実は思つたわけなんです。ですから、なかなかこういふ公式の席で、労使の問題ですから明確なものは出ないのじゃないかと思つて、しかしながら、一方的に強行して買上げるということはないでしよ。ね。これ

のだ、僕はこういう考えに実は立つておるわけです。それから、いま通産省からお話がありました、なるほど、この三井美唄については重点的な対策を立てる、あるいは資金的にもその他についても考えていくというところは非常にけっこうな話だと思つて、ただこれも私は労使関係を紛糾させる、そういう前提ではありませぬけれども、この問題は、組合の同意を得られないで一方的にほん強行せられて、七月一日というのを会社側が強行する。強行してもすぐこれは買上げるわけでもないでしよ。強行してやめた山、撤収した山を買上げるかどうかという問題も、実際問題としては出てくるわけです。組合が同意しなければ、買上げできないわけですよ。それから七月一日という時点も、私は非常に疑問があるわけなんです。ですからそういう意味で、これはやはり雇用の問題に重点を置いて、少なくとも吸収できるような産炭地の振興や、そういう労働関係についてサゼスチョンをやつてやる、それなら労働者が理解でき、一番いいのじゃないか。労働組合も同意するでしよ。うし、スムーズにいくなければ、そしていま最も苦境にある三井鉱山にとつても、スムーズにいけばいいわけなんです。それから、そういう意味で、労働組合の態度等から考えても、私はもう少し積極的にものごとを考へていくべきだ、こう実は思つたわけなんです。ですから、なかなかこういふ公式の席で、労使の問題ですから明確なものは出ないのじゃないかと思つて、しかしながら、一方的に強行して買上げるということはないでしよ。ね。これ

はいままで約束から見ても、業務方法書から見てもそういうことはないのではありません。買上げはできないのでしよう。

○中野政府委員 合理化事業団による炭鉱買上げにつきましては、先般の石炭鉱業審議会にはかりまして、業務方法書を変えまして、労働組合の同意が要するというのを、従来もそうなっておるのですが、明確化いたしましたから、そういうことはできません。

それから労使の双方の話合いがスムーズにいくことをわれわれも期待しておるわけですから、片方の産炭地振興の仕事等につきましては、先ほど来申し上げておる通りに、積極的にわれわれとしては努力をするつもりであります。

○岡田利委員 私は政治の面に携わっておる者として、一つの提案を試みてみたいと思っております。これは別に労使の問題を云々ではなくして、第三者的な立場から一つの提案を試みてみたいと思っております。

美唄の閉山にあたって重点的に対策を立て、可及的に問題がスムーズに処理をすることは、これは意見が一致するわけですから、そこまでは、この組合の機嫌の態度があるのですから、この三井美唄のそういう問題がスムーズに解決できるためには、雇用の転換がスムーズにいけばいいのですから、労働省で努力できる面もあるし、通産省としてやらなければならぬ面もある。大げさなことをいえば、三井美唄対策のメンバー、そういうものをある程度きめて、この問題がスムーズに解決できるような方向を考えたかどうか。別

に固定的に委員会をつくれとかなんにかいうことではなくて、やはり恒常的にある程度担当をして重点的にやっていくという考え方が、行政上考えられていくのじゃないか、別にこれは固定した対策委員会だとかなんかないという形式はつたものではなくて、そういう有機的な労働省、通産省のつながりを持って行政上の運用をして、あなた方が考えている重点施策がスムーズにいき、問題がスムーズに解決できる方向に努力すべきだ、積極的にいえることを考えるべきだ、こう私は考える。

これは別に労働組合の立場あるいは経営者の立場というよりなことでなくて、私の現状認識から考えて一つの提案を試みたいと思っております。この点についての見解を両省から何えれば幸いですと思っております。

○中野政府委員 いま労使が話し合い中のごさいますので、これが円満な話し合いが進むようにわれわれは期待をいたしておるわけでありまして、話し合いがつかまれば、実は北海道に先般来石炭対策の連絡会議を、現地の通産局をはじめとして、大蔵、建設あるいは北海道開発庁の出先の開発局、労働省の出先等々関係省と連絡会議をつかっておられますから、これを大いに活用して、そういう個別の問題についても十分お世話したいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 話し合いがつかないという前提があるわけですね。ところが話し合いがつかぬのは、何か考えなければいけぬのです。話し合いがつかぬのは、労働者が雇用の転換についてなかなかある理解に達しないから、話し合いがつかぬのです。閉山に基本的に反対

して話し合いがつかないのじゃないのです。大事なものはここなんです。話し合いがつかぬのは、いついつ閉山しますというところになるでしょう。それから雇用のことを考える、具体的にやりましようというよりなことは、その閉山の了解するところに到達する内容は何か。これは労働者の雇用転換なんです。それをどの程度理解できるかという問題がキーポイントなんです。ですから話し合いがつかないという場合に、その前提があるわけなんです。前提がある程度スムーズに解決できれば、話し合いがつかないことにならないうわけです。私はそれは、入り込んでやって行政機関が責任を負ってしまふというのではなく、そういう前提を解消してやるための努力、助言あるいはまた、方法があれば話し合いがつかぬわけなんです。これは基本的に何が何でも閉山は反対だというなら、介入の余地がないのです。ところがある程度理解ができると、雇用転換ができれば閉山はできます。強い言葉で言えば完全雇用ができれば、それは一人残らずびちつと採用するわけにいかぬでしょうから、実際問題として限度の問題でもあるわけなんです。その前提が問題なんです。その前提が、その方程式が解かれてくると、答えは話し合いがつかないことにならないうわけです。

○廣瀬(正)政府委員 非常にデリケートな問題でございます。岡田委員の御趣旨もよくわかるのでございまして、労使とも円満な話し合いというところを前提としておりますので、先刻石炭局長の御意見のように、本省間におきましても各官庁の連絡は緊密にしますし、また出先の懇談会も大いに活用いたしまして、御趣旨を十分に生かしていきたく思っております。

○滝井委員 関連して、さいぜんの岡田さんと石炭局長の間の問答の中の見、労使の間で話し合いがまとまらないうちに、閉山をしてしまふ。その場合に、その山は買上げられるかどうか。これは労働者の同意がなければ買上げません、こういうことだったわけですね。私はそこまではそのとおりで思っております。しかし、もし経営者側が一方的に閉山を強行してしまふ、その時点で買上げられてしまふ、その時年くらいポンプアップだけやるわけです。ずつと坑口を維持しながら、たとえばA建設会社の組み夫を雇って、そして坑内の保安だけを保ちながら、ポンプアップだけやって半年して申請してくるわけですね。そうすると、A建設会社の従事しておったとせば百人従事しているとしたら、百人だけ同意すればいい。そこで申請してくればいい。これは現に大手で買った炭鉱があるのですから、そして買上げておる。これは、そういうことをやり得るのです。いまの法律ではやり得るのです。それがやり得ないというならあれですけれども、やり得るのです。その場合にそういうことを炭鉱については、もうその炭鉱の分は

一切買上げません、こういう言明ができるかどうか。それから、そういう炭鉱には整備資金は出しません。整備資金を出さぬことはもちろんだが、設備資金も出しません。このくらいの行政指導の腹をきめなければ、とても労使の話し合いがまとまるんじゃないことはできない。ただ労働者の同意が必要なんですと言ったって、いまみたいな抜け穴があるわけですから、その行政上のあなたの方の判断をきちっとしておいてもらいたいと思っております。

○中野政府委員 先ほど来御答弁申し上げておられますように、労働組合の同意がなければ買上げはできないというところは、もうはつきり条文にも書いておるわけでありまして、それをいまの先生の御質問のように、いませつかく話で、岡田先生のお話とだんだん順調に、閉山も認めるといふ前提のもとでいろいろ話し合いをしておる最中のごさいます、うまいかないということを前提の御質問にお答えはちょっとできかねるのではないかと、思っています。われわれとしてはほんとうに話し合いが順調にいくと、また相手も天下の三井鉱山ですから、そんな変なことをするとは私はいまのところは思っておりません。しかしそれは実際事態がどうなるか、推移を見なければいけぬと思っております。順調に話し合いがいくと期待をいたしておるわけでありま

○滝井委員 私の言うのは、三井鉱山における美唄の経営者とそれから美唄の労働者との間の特定のケースについて言っておるのではないのです。一般論として今後炭鉱が、労使の話し合いがまとまらなかつた、まとまらなかつた

たので、一方的に経営者が閉山してしまふ。しかしよその者を連れてきて、ポンプアップをしてやつたらいい、坑口だけは十分保つていく、そしてしばらくしてほとぼりがさめてから申請したらいい。買上げができるのですから、そういうような手段を用いる。そういうものは今後整備資金はもちろ

いかぬ。それをかけるだけの力をあなた方はお持ちだ。

○中野政府委員

先ほど来御答弁申し上げておりますように、労働組合の同意がなければ買上げないということ

ははつきりしておりますから、その方針にしたがって、具体的ケースについて、いま先生がいろいろのケースを想像

というか、過去にそういうことがあつたのかもしれないが、言われま

したが、われわれとしてはあくまでも組合の同意というものを前提にして買

上げをやる。ただそれを政府が金を出して、労使の話し合いがつかず

どういうふうになるかは、有沢先生がどういふふう

にお答えになったのではないといふふうには了解をいたしておりま

す。そういうことまでは政府として、実際問題としてできないと思

は、これはむしろそうでなくて、再建のためにどうしても金が必要から政府

は金を貸せ、あるいは市中金融機関からの融資について政府があつ

てくれということであれば、これは今度特別融資制度もできますが、やめる

山についてつなぎ資金を政府が貸せんということをい

つても、これは無理なことじゃないかと思

います。

○滝井委員

会社をやめる場合はどう言

うかというところ、私のところは掘る炭

がありません、こういうのが多くの理由です。あるいは炭がある、炭

があるけれども、石炭が売れない、掘つても売れない、だからやめる、こ

ういう場合が多いですよ。炭がないとい

つて、はなはだしいところは今度は斤先に出

て、あるいは第二会社をつくるのです。第二会社なら掘れるの

だ、おれの会社がやつたら損だ、こ

ういふ理屈なんです。われわれから言

われば、第二会社でできるものがな

ぜ一体自分の会社でないかとい

うことになる。そういう抜け穴をするわけ

から、それはやはり金がないとい

うことを理由にするのですよ。今度の三

井鉱山だつて同じですよ。これをや

たら損だといふのです。損とい

うのは、金が損しただけの補てんが

できぬからです。しかし、損だとい

つても第二会社だつたら何と

かやつていける、損が少なくなる、こ

ういうわけなんです。だから政府が

財政措置をやる余地が出てきてお

るのです。だが、そういうことが

できないから、力をもつて強行す

るためには、資本主義の原則から

いって企業は自由だから、や

るもやらぬもおれのかつてだ、閉

山だといふことになるのです。そ

れに歯をかけるのは、行政指導以外

ない、かつてなことをするやつ

には政府としても金を出すわけ

にいきません、整備資金も合理化

資金もしぼらくすトップだ、こ

ういう圧力をかけなければ、あ

なた方の言うことを聞かないで

す。あなた方はつきりしてくだ

さい。あなたがはつきりしてくだ

さい。政務次官はつきりしてくだ

さい。事業主が投げ出した場合

においてどうするのだとい

うことですか。

さいで、おいて、フェア・プレーで土

俵の上で労使がやる。こ

ういうことがましまらなければ、

同意を得なければ続

けざるを得ないのです。美

唄は四月に閉山するとい

つておつたけれども、ま

とまらぬから六月まで

続いていくでしょう。続いてい

けばいくほど、二カ月の

損が重なってきているので

すから、こ

ういうものについては、それ

な幾分、貯炭なら貯炭の融

資をしてやろうという政策

の裏づけをやらぬことには、

話は投げ出しになる。投

げ出しになることはき

まつておる。だから、そこ

らのでこ入れもするけれど

も、同時に歯どめもかけて

いたたくといふことが、

きつと同時に行なわれ

ないことには、有沢調査

団の答申大綱にもか

ら、これくらいはか

げたことではないはずですよ。第二

会社はつきりしておつて、一

番先に悪例を聞くのですから

まして、個々のケースにつ

きまされて具体的な適切な

行政指導を、われわれとして

はやつていくつもりであり

ます。○岡田(利)委員

時間がありませんが、大

蔵省にお聞きしたいと思います。

石炭鉱業合理化臨時措置法

の一部を改正する法律案

の修正点、内閣から出

されておるわけですか。こ

れは自社両党並びに政府

間で確認した、石炭鉱業に

必要な再建資金を貸し付

ける、これが合理化事業

団でその業務ができるとい

ふ点の修正が、内閣から

提出をされておるわけ

です。このいままでのい

きまつては、問題はないの

ですけれども、事実問題

としていままで整備資金

、近代化資金を合理化事業

団が貸し付ける、したが

つてそのことを前提にして

出資が行なわれ、あるい

はまた予算が組ま

れておるわけですか。し

たがって新たに石炭

○海堀説明員 お答え申し上げます。

まずこの間、石炭鉱業審議会から本件についても答申をいただいております。その部分を読みますと、(5)の点ですが、二部の会社のうちには、合理化による再建の見通しがあるにかかわらず、現在、経理内容が特に悪く、資金面で行き詰りを生じているものがあるため、早急に石炭鉱業審議会の経理審査を開催して、既往債務の返済猶予、再建資金の貸付け等を含めてその再建策について検討する必要があります。こゝろい答申をいただいております。それでいま先生からお話がございますように、設備資金については開銀並びに合理化事業団を通ずる近代化資金の貸し付け、こゝろいことで、設備資金のほうは将来を目ざして合理化を進めていく一方、整備に伴う必要な退職金につきましては、合理化事業団の整備資金を貸し付けるというこゝろいことであります。それでこゝろいにも書いてございますように、それは将来合理化が可能であり、有望である企業であるという前提が、まず一番初めにありうかと思ひます。しかもそれが、現在までとられていた措置をもつてしてもなお当面立ち上がりが苦しい企業でなければならぬということが、次に出てくるかと思ひます。それとともに、この企業が今後立ち上がっていく、だんだんよくなるわけですから、そのよくなるについて、政府だけではなく、こゝろいも書いてございますように、関係の金融機関その他もあつたらぬ協力をするという前提が出てこようかと思ひます。そういう前提のもとで、当面非常に立ち上がりが苦しいという企業に對して、この合理化審議会の議を経ま

して、具体的にどういふふうな措置が必要かということを検討してもらひます。具体的な再建資金の貸し付けが行なわれるということにならうかと思ひます。現在のところ、そういう性格のものでございますので、したがつて一体どの程度の金が必要かということにつきまして、まだそういう個々具體的な会社の審議会における審査がございせんので、何とも申し上げられぬ段階でございますが、ただ貸し付けの条件につきましては、これが立ち上がり資金であるという性格、したがつてこの整備計画は四十二年度が一応最終の安定と考へますと、運転資金である限り最長をそれまでに返していただく必要があるか、それまでも返せないようなものは立ち上がりができないのだから、最長は五年、しかし初めは苦しかろうから据え置き期間も置こうというこゝろいことで、据え置き期間を二年以内程度置きまして、最長を五年というふうな期間は大体考へております。それから金利につきましては、やはり苦しいのでございまして、現在の整備資金と同様に、六分五厘程度が妥当ではないか、こゝろいふうに考へております。

それでいま最後に、金のほうの裏づけはどうかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、具体的に審査が済みませんと、まだどの程度必要なかわかりませんが、将来そういう審査の推移を待ちまして検討したいと思つております。

○岡田(利)委員 おとこの日、実は調査団の主力メンバーであつた稲葉参考人を呼んで、いろいろ聞いたわけですが、いまあなたが言われているように、あまりゆるやかな状態じゃないらしい、法案を早く通してもらつて、早急に経理審査を開いて措置しなればならぬ事態にきている、こゝろいきびしい御意見であつたわけですね。こゝろいこれは何十も山がたくさんあるが、全部ということじゃなくて、当面二、三の山は早急にやらなければならぬ、こゝろい事情にあるという参考人の意見も実はあつたわけですね。そこではあなたも言われた、第一に前提の問題ですけれども、この修正が出されるまでの経過、議論された内容ということが問題なんです。それで田中大蔵大臣が質問に對して答弁したのは、これは山には金を貸すことができない、もう十分金は借りておる、したがつて幾ら指導しても、かつて佐藤通産大臣が指導したけれども、いかんせん解決しなかつた山もある、こゝろい事実経過の中に出つてまいつたわけですね。ですから銀行に協調を求めますが、事実問題としてそれが困難だ。だから、あれだけ国会を左右する問題になつて、この修正案が両院間、さらには政府間の間に確約されて、この提案がなされてきているわけですね。ですからこの考へ方をあまり前提を一般市中銀行に置き過ぎると、問題が出てくるわけですね。そこは限界にきているのだという前提に立つていくのですから、この点、どうも考へ方が、この修正が出されるまでの経過についての認識が違つてはどうか、こゝろい第一に考へるわけですね。

それから第二の問題として、石炭鉱業が四十二年で安定をするというのはいくらでございまして、特にいまこゝろい適用を受けなければならぬ会社は、四十二年でも困難だということが明らかになつておる。これは調査団も実はその説明をいたしておるわけでありまして、ですから四十二年度までに返してやらうというのではなくして、逆にいえば、四十二年程度まである程度たな上げ等の措置を講じて金も貸してやる、そして一応四十二年になれば大体それは償却できる態勢になるというものが、経理関係の現在の石炭企業の置かれておる実態である。だから経理規制法が必要である、こゝろい資金措置が必要だ、こゝろい新しく貸し付ける金についても、あるいはまた、いままで貸し付けておる金についてもたな上げをして、返していくというものは結局四十二年からなるというものが調査団の説明でもあるので、われわれは実はその認識をしておるわけですね。もちろん個々の山、企業によつて差異は出てくるでしょう。しかしながらこの適用を受けなければならぬ山といふものは、そういう事態にある、こゝろいわれわれは認識をしておるわけですね。もちろんこれは再建資金の問題と、いままでの設備資金のたな上げ償還の問題とかね合つた問題です。ですから四十二年になればすべてこれは自立できて、借金も返したという自立安定ではないが、借金も返して山が継続でき得る自立安定なんです。これが調査団の四十二年といふ点ではないか。あるいは実態を調査されたおるかどうかわかりませんが、ずいぶん違つたように感ずるのです。この点大蔵省でまだ整理されておらぬのでしうか。

○海堀説明員 御質問いろいろな点があるかと思ひますが、まず資金の性格は、田中大蔵大臣の答弁の速記録の写しがございまして、これで見ますと「この種の再建という特殊性にかんがみまして、審議会が再建を認め、それから設備資金、整備資金等を当然支出をするものであり、再建の過程において必要な産業再建資金とも言うべきもの、もつと平たく言えば、つなぎ資金とも言うべきものが当然必要でありますし、市中金融機関から借り入れができない、こゝろいものもありませんから、これらのものを合理化事業団から貸し付けることができるといふ貸付対象の中に、より明確な一条を挿入することが、より好ましい」といふふうに考へられます。こゝろいというふうに、いま先生の申されましたように、こゝろい申されております。したがつて、今回の改正もそういう趣旨に出しておりますが、まず御質問の、早くやらなければいかぬじゃないかということでございますが、これはその所要の手續さえ済めばすくなく、そして合理化審議会の所要の審議が済みすれば直ちにでも、現在整備資金のワクの中からでもそれは行ない得ますので、早くやらなければならぬという点につきましては、所要の手續さえ済めば別に御心配はないのではないかと思ひます。

借却の期限といいますが、そういうものを基礎にして考えていくべき筋合いだらうと思ひます。それから整備資金と申しますのは、むしろ過去にそうした退職金の積立金があつて、それで払わなければならなかつたような性格の金、そういう金の積み立てができたためだけに特にめんどろを見ておりますので、これはやはり将来経営が相好転してこない、それを返済することではなかなかむずかしからうということでございます。最後に特別融資の問題も、そういう措置をとりながら、なお立ち上りに運転資金が苦しい、立ち上がり資金が苦しいという場合の融資でございますから、先ほど申し上げました二つの融資に比しましては、やはり返済を受け得る性格のものじゃないか、そして一応のめどが四十二年の自立安定ということにあるものでございますから、その個々の企業によりましてもちろん実情も違ふと思ひますが、最長を五年と置きまして、しかし初めの苦しい期間の据え置きを二年以内とらう、こういうことで通産省とお話し合ひをつけたわけでございます。したがって、五年以内に二年の据え置き期間があるわけでありまして、そういう性格のものでございまして、資金の性格からこういう期限が出てきておると考えていただきたいと思います。

貸し付けるといふ制度が設けられたわけです。当然、どの程度の額になるか別として、これに見合つた予算上の措置が必要になつてくるでしようし、あるいは資金計画についても、財政関係についてもこれを措置しなければならぬと思ひますが、当面それができるまでやらぬという性格のものでございまして、この点については、まだ答弁をいたさないわけでは、まだがごつどの程度の額になるか知りませんが、新しい制度です。制度に伴つた予算上、財政の裏づけがなければ、いまは整備資金のほうを一応流用するかも知れません、しかし先回の特別委員会でも問題になつたように、整備資金すら不足なんです。全体で二百億を上回る資金の不足なんです。その点がはけていゝわけでもない。その点がはけていゝので、その点明確にしておいてもらいたい。

○海堀説明員 いま御質問のございまして、整備資金も相当大幅に不足しているというところが、会社から提示された資金計画で示されておられます。それがどの程度の不足かという問題につきましても、相当その内容を審査してみることがあるかと思ひますが、整備資金についてもある程度の額を追加しなければ、本年度の整備計画が円滑に進捗しないと存じますので、いすれ整備資金についても早い機会に追加の措置をとらざるを得ないと思ひます。とりあへずこの再建資金につきましても、現在合理化事業団に整備資金に充てるワケとして一応六十億ございまして、その中から所要の手續を経て必要な分は貸し付けていただいまして、そして、そうした整備資金の追加審査の時期に合ふかどうか、要するに整備資金のほうは現在も審査をしてここに見られる状態にありますが、再建資金のほうはまだどれだけ要するかわかりませんので、時期はわかりませんが、どうしてもその額がこれだけ要するということになれば、やはり所要の財政措置を講ぜざるを得ないというふうにご考へておられます。

○上林山委員長 多賀谷真慈君。○多賀谷委員 資金の問題がございましたが、先ほど岡田委員からも質問しておりました市中金融機関からの貸し付けが困難である、しかし将来は再建できる、こういう山。ですからあたられるというところが前提であるという状態にいまの時点にはないわけですが、そのことを御理解願いたいと思ひますが、どうですか。○海堀説明員 もちろんそういう困難であるという場合におきまして、全然金に色がついていないといひますが、現在どうしても市中金融機関と、どの企業といへとも関係がございまして、その場合に困難であるという意味は、できるだけ努力をするその限度であるところから、なおかつ再建についてとりあへず立ち上がり資金が不足であるというところになつてくるのでございまして、全然市中のほうは何にも関係がないというところではなからうかと思ひます。そして特に市中金融機関の協力というものは、現在運転資金なり、あるいはいろいろな関係で市中金融機関との関係がございまして、これを市中にも協力していただいで、返済を猶予していただくというふうなことを条件として、その市中金融機関はもちろんだ大きな債権者でございまして、債務者の立ち上がりは非常にその銀行にとつても関係のあることとございまして、返済猶予その他の措置が行なわれることが確実と見込まれる、あるいはそういうことを審議会で要請していただかしまして、そういう条件のもとに考へていただかたいというふうにご考へておられます。

○多賀谷委員 では、返済猶予等を考へておられるわけですか。○海堀説明員 まあできるだけの返済猶予は、最低といひますが、何とかしていただかたいと思ひますが、さらには協力が願えれば、できる限り政府自身の立ち上がり資金への支出が少なく済むように協力はお願いしたいというふうな私のほうとしては考へております。○多賀谷委員 現在、将来とも市中銀行が見放すような炭鉱は再建できませんよ。それは全然前提条件が違ふ。市中銀行は、将来において再建の軌道に乗れば協力もするけれども、現在かなり貸し出しておるからなかなか貸し出すわけにはいかない、こういう事情にあるのではないかと、それから、さういふところまでひとつ早急に出していただかたいということ、それから、切羽の関係等においてときどき変化をします。ですから一度特別の再建資金を出しても、あるいは若干の災害があつたり、あるいは切り羽の条件があつてある月は出なくなつた、こういうときにまた再建資金の必要がある場合がある。しかしそれは長期的なものではないのです、短期的にそういう問題が起ころう、そういう場合に貸してもらへるかどうか、これをお尋ねいたします。○海堀説明員 一応今回の合理化計画は、四十二年の自立安定ということを基本にいたしまして、諸般の措置を講じておられるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、設備資金については開採並に事業団の近代化資金、それから退職金の臨時的支出につきましては、事業団からの整備資金の融資というふうな措置を講じておられるわけでありまして、そういう措置をとりまして将来、四十二年には有望であるという企業につきましても、特別な措置として今回の特別融資制度というものが考へられたわけでございます。この将来非常に有望であるというものは、当面立ち上りに資金が不足しておられますので、当面立ち上りに不足する資金を手当てするといふ考へ方に基づいて運用させていただきます。具体的にはやはり審議会の審議を経て、こういうことについての答申をいただかまして、措置を進めていくことにならうかと思ひます。

○委員長退席、岡本(茂)委員長代理着席。○多賀谷委員 そうすると、必ずしも私は異例のケースではないと思ひますが、事態をまだよく説明していただきながら、またの機会に運用しながら質問していきたい、こういうふうな思ひます。そこで四十二年に全部、日本の炭鉱が立ち上がればけっこうです。しかし、大体立ち上がるという計画ですが、それは個々のケースからいいますと、やはり全部が、五千五百万トン

の規模の炭鉱が立ち上がった、全部黒字になるという状態ではないのです。しかし大体平均して四十二年度には立ち上がるという合理化計画——御存じのように、炭鉱の投資というものは非常に懐疑期間が長いので、工場とは違いますが、工場のようには準備をして、そうして土地の造成をすれば、土地の造成よりも工場を建てるほうが早いというのでは違ふ。それから石油のように、ボーリングをすることよりも事業である、ボーリングすれば、もう石油が出さずれば、当然ラニング・コストが安くなるというのでは違ふのです。探して、それから炭鉱を掘っていくわけですから、これはやはり企業の性格で、普通の製造工場のような考え方でいかれますと、なかなか思うようにいかない。率直に言いますと、そういう製造工場のような考え方でいくならば、日本の炭鉱は全部ペイしない、全部やめたほうがよい。これだけの金利の状態の中で、それはどんな企業でも、炭鉱をいまから開発するといふならば、その金利に追いついてできない、こういう実情です。しかし地下資源はあるのだし、あるいは雇用問題とか、あるいは外貨の問題とか、いろいろな問題を考へて、要するに炭鉱を維持していこうというのですから、普通の製造工業のように、立ち上がるといふはずが立ち上がれるという状態にはないのです。ですから幾ら努力をしても、自然条件を相手にするわけですから、どうしてもそこに限度がある。幾ら努力をしてもカローリがよくなるわけじゃないのですから、そういう中で行なわれておる作業ですから、その点はひとつ弾力的に判断を願

いたい、こういうふうに思います。何年でも四十二年度までに、四十二年の三月三十一日まで返してもらいた、こういうことになりますと、これはなかなか実現問題としては救える炭鉱は少ないのじゃないか、こういうふうに思います。

○海堀説明員 先生の、炭鉱の特殊性といいますが、いま御質問の点は、設備資金なんかはそういう特殊性を加味した貸し付け期間になっておられます。さらに整備資金、退職金の融資につきましても、相当条件を考へておられます。そういう金がその企業にも出ていくというのをまず前提にして考へますと、性格から申し上げますと、立ち上がりの運転資金というものがまず一番短いのが普通である。そしてそのめどは、四十二年度には大体自立できるということであれば、一応最長五年を考へると、やはり立ち上がりのつなぎ融資であるという性格から見ますと、この程度が妥当ではなからうか、こう申し上げておるのでございまして、その企業にはこの金だけが出ていくのじゃないということからみますと、段々に、性格的にやはり貸し付け期間も考へるのが妥当ではないかと思

います。

○多賀谷委員 次に、資金源ですが、六十億の整備資金で、いま申し込みがどれくらいですか、通産省、三十八年度上期……

○中野政府委員 これは、三十八年度一ばいで、退職金の支払いに要する金が二百九十億……

○多賀谷委員 整備資金から回すとおっしゃるから、整備資金だけで……

○中野政府委員 正確に申し上げましょう。大手につきまして、整備資金は三十八年度中に要する金が、前年度からの未払いになっておるものが六十三億ありまして、それにさらに二百二十九億、したがって約二百九十億、大手について支払いをしなければならぬという計画になっておられます。

○多賀谷委員 二百九十億ですか、いわゆる事業団に第一、四半期といたうのですか、あるいは上半期でもいいのですが、いま借りたいという意思表示をしているのはどのくらいあるか、あるいは事業団としては六十億の金しかないから、その案分で申し込みを受け付けておるのか、これを聞いておるわけですか。と申しますのは、先ほど三井のことを質問しておりました、三井ですら六カ月後ですよ、六カ月後に退職金を払う、こういう状態ですから、いま労働組合と交渉しているのは、六カ月後に退職金を払うという話で進んでいるわけですか。

○中野政府委員 上期分として、いま事業団が申し込みを受けておられます、それが二百九十億ございまして、これは前年度からの未払いの分も含めて申し込みをしておるわけでございます。

○多賀谷委員 大蔵省にお尋ねします。お聞き及びのような状態で、全部は貸さないで、現状でいままら行なわれるという意味では、未払いだけでも六十億をこえていくわけですか。そうしてこの退職金をおくらして支給するということが、合理化に非常に支障を来たしておるわけですか。ですから、この六十億の中から便法として再建資金を融通される

ことはけつこうですよ、そういう処置はけつこうですよ、早くこれを追加していただかないと、整備資金のほうもどうにもならぬということですから、これは大体いつごろ追加していただければいいですか。

○海堀説明員 この前の委員会を通産大臣から明確にお答え申し上げておりますので、私から申し上げるのはいかかかと存じますが、現在の会社提示の資料をもとにいたしました、まず整備資金に重点を置かしまして、そのほかにとれだけの財政措置が必要であるかを検討いたしましたので、閣議でもそういう方向で検討することになっておると聞いておりますので、できるだけ早い機会に、整備に支障を来たさない時期までに措置を考へるということになっておられます。

○多賀谷委員 そうすると、今国会中にはできるわけですか。

○海堀説明員 今国会といいますが、来月の六日だったと思ひますが、今国会中にできるかどうかというの、事務的にやはり、通産省からお配り申し上げました資料を見ていただきまして、もおわかりと思うのでございまして、幾ら幾ら不足というの、非常にいろいろの要因があるわけでございます。まず自己資金をどこに使うかという点、それから各企業はやはり市中金融機関から借りるよりも、整備資金を借りるほうが金利の点で相当違うものですか、やはり市中に無理にお願ひするよりも、どうしても安易な道を選びやすいというふうな点もございまして、そういう点をよく各企業に当たりまして詰める作業が必要でございまして、できるだけすみやかに措置を考へたいと思

います、今国会中という確約をしろと申されましても、やはり具体的に各会社別の金繰りを当たりたいと思ひます。ただ、その時間がかからぬようにつとめたいと存じますが、その間六十億という金は、現在の整備を進めていくにとりあえずは不足いたしませんので、年間の見通しの作業と同時に、すみやかにこれを配分する作業を並行して進めまして、整備計画の実行には支障のないようにいたしたいと存じておられます。

○多賀谷委員 大体ワクを知らしておかないと、六十億を四回なら四回に配分するの、幾らやっつけていかかわらぬでしょう。大体このくらいか、だいたいことがわかれば、六十億を四分の一ずつ、十五億ずつやるのか、あるいは三十億を半期に出してやるのか、こういうめどがつかうわけですよ。自分らのほうに幾らくるかわからぬのに、金はあるのに配分のしようがないという状態です。これはひとつ作業上からいってすみやかにやってもらいたい。というのは、実際退職金をもらえないから停滞をしておる。停滞をしておるから、なかなかうまくいかない。そしてせつかくあつた仕事にもつけない、こういう悪循環を重ねているわけですから、ひとつお願ひをいたしたいと思ひます。

次に基本的な問題を、法律に従って一、二点聞いておきたいと思ひます。まず同僚の委員から聞かれたと思ひますが、この合理化法の一部改正は、再就職計画のところは答申と合致しておると考へていいですか。

○中野政府委員 答申を受けて、これを尊重してつくっておりますので、答

申の趣旨と同一だというふうに考えておられます。

○多賀谷委員 私は条文で聞いておるわけです。答申とおりの再雇用計画の条文はできておりますかと聞いておる。

○中野政府委員 いまお答えいたしましたように、答申案の趣旨を尊重して法律の原案をつくっておるわけであり、その趣旨に合致しておるといふふうにわれわれは考えておるわけでございます。

○多賀谷委員 趣旨に合致しておるといふことを聞いておるのじやなくて、答申が指示しておるとおりにこの再就職計画の条文はなっていますか、こう聞いておるのです。

○中野政府委員 ちょっと先生のおっしゃる意味がよくわからないのですが、具体的にどこか食い違っているというふうな点があれば、御指摘を願いたいのですが。

○多賀谷委員 時間を節約する意味において、簡潔に聞いたつもりです。労働省もおられますけれども、四条の二、再就職計画の規定、並びにそれを受けて、事情の変更した場合の規定があります。これは答申においては、合理化整備計画と雇用計画を検討してその調整をはかるものとする、それは石炭産業審議会において、いろいろいふようになつておるわけですね。ですから、条文はそのとおりにわれわれは考えていいですか、こう聞いておる。

○中野政府委員 その点は、要するにこの答申を受けて法律に書かなければいかぬことを法律に書いてあるわけなんです、いま言われたような点は、運用面で十分考えてやっておるわけですか

ら、法律だけで動くわけではなくて、それに伴う、たとへば、一つ食い違っているのではないかとと言われるとすれば、食い違っているわけではないのですが、石炭関係会議で最終的に決定をするというふうなことがございますけれども、それはちゃんとこの間、いろいろいふうちに答申を受けて、四月の終わりに石炭関係会議を開いて、そうして雇用計画、合理化計画等をあわせ審議をして閣僚会議で決定をして、それに基づいて五月一日に通産大臣が告示をした。答申を受けてすぐ告示するのはなくてですね。そういうことはちゃんと答申案の趣旨に従ってやっておるわけです。ただ法律事項を要することは今度の改正案でお願いをしておる、こういうことになつておるわけです。

○多賀谷委員 私はその閣僚会議のことを聞いておるわけじやないので、要するに合理化整備計画と雇用計画とが見合わないという事態が起こるかどうか、まず前提として聞きたい。

○中野政府委員 これは当然、合理化計画に伴う離職者に対する雇用計画というものは、この閣審議会において十分慎重に検討して、見合ったものにされたわけでございます。

○多賀谷委員 その雇用計画の面から整備計画の変更ができませんか。

○中野政府委員 それは法律にも、現行法で、経済事情の著しい変動があった場合には通産大臣があらためて整備計画を諮問して変更することができる、こういうことになつておるわけです。

○多賀谷委員 そりすると、雇用計画の変更でなくて、自主的に通産大臣が定めるわけですね。労働大臣のほうの關係でなくて、通産大臣が自主的に、雇用情勢が悪いからといって、合理化計画を定めるわけですね。それで、経済情勢の著しい変動というのに、労働大臣は関与してないので、上。

○中野政府委員 これはもう当然、最終的には政府としての計画になるわけでありまして、その意味で、先ほど来申し上げておるように、石炭関係会議での最終決定ということにしておるわけですから、その前提として合理化計画と雇用計画とは見合うように、これは通産省と労働省が事務的に十分調整をとつてやるわけですね。さらにそれを審議会にかけるわけですね。審議会でも、この間もいろいろお話しされて、それでついに百万トン削られたわけですね。そういうことで、これを受けて、政府のほうで石炭関係会議を開いて、さらに慎重に検討してやる、こういう形になつております。

○多賀谷委員 あなたのほうは原案を出した。いまの削られたというのは、この法律の規定とは違つておる。法律の規定は、一回原案が通過してすでに発足した。あなたが読まれたのは、経済事情が変わつたから変更するときの規定でしょう。ですから問題は、私はそのことを聞いておるのではないんです。いまあなたがお示しになつた実例は、そのことではないでしょう。その条文からきたのですか。

○中野政府委員 ちょっと御質問の趣旨があれなんです、要するに先ほど来説明しておりますように、合理化計画の原案と再就職計画の原案をつくるときに、両省で十分連絡をとつて、それをやらなかつたら審議会に出てえら

くやられてしまいますから、そんなことはできませんよ。だから、そこは十分調整をとつて審議会ですらに検討してもらい、そうしてさらにまた石炭関係会議で定める、こういうことなんです。それから、そこに食い違ひがないように実際にしようというふうになつておるわけですね。

○多賀谷委員 この再就職計画変更の規定はありますか。その変更の規定は、雇用事情の著しい変動ということになつておる。ですから、この逆に言う、いわば雇用事情の著しい変動のある場合に、合理化整備計画の変動ができるかどうか。この点を先ほどお読みになつた「経済事情の著しい変動」ということに合せて考えていいかどうか、お尋ねしたい。

○中野政府委員 現行法の第五条であります。「(計画の変更)通産大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、すみやかに意見を聞いて合理化計画の変更をやらなければならぬ。この「経済事情の著しい変動」という中には、雇用事情ということも当然これは含まれておるわけでありまして、そういうふうには解釈しております。

○多賀谷委員 そりしますと、雇用事情の著しい変動があった場合には、二つのことが考えられる。それは再就職計画を変更する場合と整備計画を変更する場合と、二つ考えられると考えていいですか。

○中野政府委員 先ほど説明いたしておりますように、「経済事情の著しい変動のため」の中に雇用事情も入つておるといふことであります。その意味

で、いま先生の言われておるとおりだと思ひます。

○多賀谷委員 そりしますと、結局雇用事情の著しい変動の場合には、再就職計画のほうを変える場合もあるし、それからさらに、整備計画のほうを変えてもらう場合もある、こう考えていいわけですね。

○中野政府委員 そのとおりでございませう。

○多賀谷委員 そりすると四条の二という項ですが、この再就職計画は単に整備計画に伴つて再就職計画を出すわけであるけれども、この石炭産業審議会においては両者の調整をする、こういうふうになつておるのですか。

○中野政府委員 審議会の場においてその調整をはかつていただくわけですね。

○多賀谷委員 その意味においては答申と同じである、いろいろいふふうに考えていいですか。

○中野政府委員 そのとおりでございませう。

○多賀谷委員 職安局長、お聞き及びのとおりでございませう。それからあなたのは、単に整備計画から出た人員を、あとから再就職計画を整備計画に沿つて数字を合わせればよいという仕事じゃないですか。相当労働大臣は権限を持って、どうしても再就職計画ができないから、ひとと整備計画のほうを変更してもらいたいという権限があるのですか。どうですか。

○三治政府委員 それは石炭局長が言われたように、法律上はそういうふうには解釈されるときにも、実際上今度の場合は閉山計画、合理化計画、離職者の数、それを地域別や炭田別にわれわ

れのほうもすいぶん数字を突き合らし  
て、そして雇用のほうを、ことに今年  
度は、先日も申し上げましたように、  
前年度の予算の編成のときにいろいろ  
思想統一したときよりかたいふうえた  
わけですが、それをすいぶんいろいろ  
のケースや数字を突き合わして圧縮し  
てもらっているわけなんです。われわ  
れのほうは通産省から離職者、閉山の  
数字をもらって、そのままでただ就職  
職できるからこうだということでも  
に、機械的に出しているというふう  
に、考えていません。調整という文字は法律  
上出ているのですが、両省間の事務当  
局同士の調整というものは、これは十二  
分にやっていますつもりでございます。

○多賀谷委員 それにしても、あなた  
のところはお粗末ですね。要するに雇  
用、再就職計画は前進をしないとい  
うことですね。結局三十八年に繰り越  
したものを三十九年に繰り越しておる、  
これでは労働行政としてはゼロじゃな  
いのですか。

○三治政府委員 数字上からただ、前  
年度から繰り越したのを翌年度にまた  
繰り越さなくちゃならぬという部分か  
ら見ると、確かにそういう判断もでき  
るかもわかりませんが、その点は先ほ  
どから、また前回のときにも申し上げ  
ましたように、われわれのほうとしては  
内面は非常に心苦しいわけですが、むし  
ろ三十七年度から三十八年度に繰り越  
した数字よりも三十八年度から三十九  
年度に繰り越す場合には、できるだけ少  
くするよう雇用計画が理想であった  
わけですが、しかし石炭鉱業の実態や、  
ことに石炭の消費が非常に見通しが悪  
いということからいくと、どうしても  
閉山、合理化解雇者が計画のような数

字になる。われわれもその数字が多く  
なったから、雇用計画も再就職も水増  
しする数字が十分できればいいんだけ  
れども、それが自信がなくて、見直し  
の線をかくとどうしても繰り越しが多  
くなった。この点われわれのほうは非  
常に良心的にやっただと思っているの  
です。

○多賀谷委員 その点は確かに、それだ  
け余って繰り越さざるを得なかったと  
いう数字としては了承できる。それは  
良心的ですけども、それじゃ何にも  
ならぬ。もつともこれはまだ私生児  
で、嫡出子になつていないから——あ  
なたのほうはとにかく現行法でいつた  
わけですから、私がいま論議をしてい  
る条文でいつていない。(私生児にも  
なりぬ、通っていないから。)と呼ぶ者  
あり)まあ通つたとして、現行法で今  
度の審議会は開かれたわけですが、こ  
の通産大臣は再就職計画について  
は、ひとつ石炭鉱業審議会でもう一度  
検討してもらい、こうおっしゃつてお  
りましたから、その点は労働省も十分  
知つておられるわけでしょう。

○中野政府委員 誤解があると、通産  
大臣の答弁ですから、私がちよつとあ  
れします。私もそばで聞いておつたの  
ですが、通産大臣はそういうふうには  
お答えにはならなかつたので、そり  
はなくて、再就職計画というものは非  
常に大事だから、審議会は——これ  
は審議会でも意見が出たのですが、実  
績のトレースをして、労働省も少し  
しつかりせよという、こういうことの  
意味で通産大臣はお答えになつたと  
思つております。

○三治政府委員 これはわれわれのほ  
うは、今度の法律は昨年提案する前に  
了承して、こういうふうに出したわけ  
で、今度法律がいつ通ろうとこの法律  
のとおりやろう、新しい法律案の要  
領でやろうというこの了解のもとに  
やつておりました、三十八年度計画は  
法形式上からいくと、何と申しま  
すか、参考資料というか、付属資料とい  
うことになつておるわけなんですけれ  
ども、実際は審議会の取り扱いにおき  
ましての論議においても、それからわ  
れわれのこの計画そのものは、いま審  
議されている法案がもう現実において  
運用されているという考えでやつてお  
りますから、その形式にとらわれる必  
要はないのではないかと、こういうこと  
を考へております。それでこれは審議会の  
過程においても、法律が通つて新しく  
雇用計画を審議するといつても実質上  
無意味であるから、むしろ審議会はこ  
の答申にも書いてあるとおり、実際の  
通産、労働両省の運営の状況を、年間  
必要がある場合にはトレースをしてい  
く、そういうためにやる用意があるか  
というところで、両省ともやる用意があ  
るといふことで了解をとつたわけなん  
です、そのことを通産大臣は言われ  
たと思ひます。

○多賀谷委員 前提の問題について  
は私は議論があるわけですが、それ  
は別として、中間的にトレースをし  
て、よくその計画が実施されておるか  
どうかといふことは常に検討しておく  
必要があるのではないかと。  
そこで私は就職促進手当について  
も、ちよつとお尋ねをしたいと思います  
が、その前に労働省のほうで、炭鉱離  
職者臨時措置法の一部改正で残つた問

題は、安定職場という解釈ですね。こ  
れが非常な紛糾を見ておる。それで一  
体安定職場というものはどういふもの  
であるか、あなたのほうは基準をその  
後示されたかどうか。

○三治政府委員 その運用の部分につ  
いては、通産において示してございま  
す。ごく簡単に申し上げれば、失業保  
険のほうで、失業保険の受給者に再就  
職させる場合に、従来とも雇用安定審  
議会で相当詳細に、安定所長に対して  
紹介の基準ができていたわけですが、そ  
れに準拠して通産を出してございま  
す。

○多賀谷委員 安定職場という場合  
に、第二会社は一体安定職場になりま  
すか。續いて質問をしますと、ポタ山  
の今度の整備は安定職場になりますか  
どうか。

○三治政府委員 これは一般の、たと  
えば二、三カ月、ビルができればそれ  
で雇用が終了する、堤防をつくつて、  
それで半年ほこつとやつて終了する、  
そこへ紹介したのを安定職場としてお  
る、こういうことでなくて、ポタ山は  
通産省とわれわれのほうの計画につ  
いても、安定職場にする、継続して雇用  
するといふことを前提として吸収して  
もらうといふことで了解しているわけ  
ですから、ポタ山のほうもそういう常  
用雇用として雇用するといふことで、  
安定職場として計画しているといふ  
うに考えております。

延長あるいはまた就職促進手当とい  
うのがふいになるのです。それからポ  
タ山の場合も、そうなんです。で、す  
か、それへ行つたために恩給を全部な  
くするわけですよ。そこに非常な不安  
がある。なかなか判断がつかない。そ  
れもいまの第二会社といふのは、十年  
も二十年もあるような会社じゃないの  
ですからね。三年の失業保険並びに就  
職促進手当を含めての期間と、第二会  
社の操業期間は大体変わらぬという状  
態です。しかも賃金は大体七割から六  
割、そうすると一体どちらの道を選ん  
だらいいか、こういう問題に逢着しま  
すね。そこで一体これについては、何  
か便法はないのでしょうか。猶予期間  
あるいは経過期間といふものが……

○三治政府委員 第二会社へ行かれる  
場合には、何と申しますか、先日滝井  
先生が質問されたみたいに、一たん会  
社を離職して、求職手帳をもらつて、  
二カ月なり三カ月失業保険をもらつて  
就職される。それで第二会社で二年な  
り三年なりやられて、再離職されると  
いふ場合のことを言われるのじゃない  
かと思つたのですが、われわれのほうと  
しては、今後第二会社は原則として認  
めない立場だし、雇用の安定のために  
第二会社をやるわけなんだから、たと  
え失業保険をもらつても、求職手帳を  
もらうといふふうなことのない雇用計  
画、山のあつせんをやる。そうすれ  
ば、第二会社に行かれて、第二会社が  
さらに整理をしなくちゃならぬ、規模  
を縮小してやつてみたけれども、二年  
たつたらどうしてもいかぬといふこと  
になつて、第二会社で合理化される場  
合は、そのときに新しくこの法律が適  
用されるわけです。そういうふうな指



体みんやめていくような第二会社は、やめてもいいんですよ。それがそもそも有沢さんの答申の趣旨なんです。会社も困るかもしれない、あるいは周囲の商店も困るかもしれないけれども、そこまでして第二会社をつくる必要は私はないと思う。第二会社を認めないというのが原則なんです。労働省、どうなんです、これは。

○三治政府委員 第二会社の場合は、今後通産省も制限されることと思ってるので、いままでの第二会社は先生がおっしゃったようなことがあるかもしれないと思いますが、今後はそんなことはないと思います。もしも第二会社の発足の問題について今後そういう問題が起る場合には、先生の御趣旨の点は十分検討して善処していきたいと思えます。

○多賀谷委員 私はこの企業の場合もそうしろというわけじゃないのです。せつかく国が職安を通じて、そして相当の費用をかけてよそに連れてきて就職した場合は、本人の都合によってやめるという場合にも適用せよというのじゃないのです。ただ、第二会社の場合は特殊事情として認めたらどうですかと言っているのです。第二会社は本工員というのはいらないで、ほとんど組夫ばかりで、もとの工員はさういふ可能性はある。また事実、いまからのものは私には知りません、しかしいままでのものにはそういう実例が非常に多い。だからこの第二会社の問題は、ひとつ経過処置として、期限を切ってけつこうですか、三カ月なら三カ月、あるいは六カ月なら六カ月の間にやめた者は、もとの事業所をやめ

たとして取り扱う、こういう方法はどうか。

○三治政府委員 先生の御心配は、従来の第二会社の事例を考えてそう言われるのだからと思うんですが、われわれは第二会社をつくる場合でも、今度の新しい法律によって、第二会社だつたら組夫は幾ら入れてもいいというにはならぬわけですか。組夫は規制していかうわけですか。そうすると、第二会社で組夫を入れなければ会社ができないよつだつたら、当然それは消滅するわけです。その点は通産省が今度組夫の規制をやつていくわけですから、第二会社だから組夫を入れていくということじゃない。

○多賀谷委員 そのことじゃない。前のことを聞いています。

○三治政府委員 だから今後の場合には、第二会社をつくっても先生のような事例は起こらないとわれわれは思っています。その点については配慮をしてございませんけれども、もしも従来と同じようなそういう事態になれば、そのときにひとつ具体的な事例で善処いたします。

○多賀谷委員 これは法律解釈じゃないかなかむずかしいですよ。個々のケースと言われても、労働条件が下がったかどうかというのを、個々のケースであなたのほうがやってくれといつてもなかなかかむずかしいでしょう。会社だつて、従業員がどんどん恩恵にあずかるということになつてやめるといふことになるに困るでしょう。だから私は経過処置として、第二会社の場合は三カ月なら三カ月という間にやめた者はもとの会社をやめたときの離職

者とみなす、こういうことではないと思ふのです。労働条件を下げた使用といふのは、何をいって第二会社はそれがためにやるのですから、労働条件を下げないでそのままやれといつたら、第二会社はやめてしまふ。現実に労働条件を下げやめる。この点をひとつ考慮してもらいたい。明確に答弁されたらどうですか。

○三治政府委員 いま申し上げましたように、そういうことは今後の第二会社では、ないことだと思つておられます。もしもある場合には善処します。この離職者の取り扱いには、実際にやっておりますと、各地からいろいろの具体的な事例でどんどん指示を仰ぎに来るようになって、われわれのほうも実際の運用の場合に、法律のいわゆる合理化による解雇を余儀なくされるというものの解釈については、具体的な事例で基準を示していかざるを得ない。それはそういう場合に個々の事例で逐次解釈例を出してございまして、現在においても解釈例が大体百くらいあるわけですから、そういうふうなことで善処していくということで御了解願いたい。

○多賀谷委員 ついでですから、労働省関係について聞いて質問したいと思つておられます。

最近やはり、われわれが予想しないような事態がいろいろ起つておる。たとえば、職業訓練所は年寄りが入れないのです。わかりますか、中高年齢者は職業訓練所で断る、こういう事態が起つておるのを知っているのですか。

○三治政府委員 一時、各職種によつて訓練所で、たとえば自分のところでは自動車の整備だと四十五歳まででないが訓練ができないとか、または再就職が非常にむずかしいからということ、最近では訓練の技術も向上して、できる限り年寄りに制限を撤廃するようになっておる。ただテストしてみれば、本人にその職種の適合性がない場合には、本人をよく納得させて、適用のできる職種に回して、そちらのほうの訓練を受けられるようにしなさいということ、もちろん無制限に本人の希望だけで訓練所に入ることが入所するに際して、訓練所のほうでテストしてはつきりわかる場合、そういうことはやはり物理的な年齢で基準を引いたり何かするということではなくて、本人に適性があるかどうか、また本人がそれについてほんとうに訓練を受けて再就職しようという意欲を持つての希望であるかどうかのテストをやつて、そのテストにおいて適性があれば訓練所に入れるようにしてございまして、その点は昨年よりか修正されていると思つておられます。

○多賀谷委員 私が聞いたのは、今年のことですから。大体中高年齢者を訓練するためにつくれた職業訓練所が、年齢で制限される。一体どういふことを考へて職業訓練所は指導されておるか、われわれ非常にわからぬ点がある。職業訓練所からいうと、年寄りなんか入つてくると就職がしにくいだろう。成績が下がるのです。成績が下がるから、なるべく若い者を入れようとするのです。気持ちにはわかるけれども、そんなことをしておつたら

日本の雇用政策というものは立たないわけですから、この点は十分考えていただきたい。

それから、この前、炭鉄離職者臨時措置法のとときに最初問題にした自営資金の問題、これはどうしても解決をしてやらなければならぬ問題ですね。あなたのほうで計画して、自己就職、自営者、帰農者等書いておられますけれども、しかもそれが三十八年度に五千五百名も予定されておられます。これは、炭鉄離職者臨時措置法の中に保障のことが書いてあるのですが、何にもならないのです。そうして雇用促進事業団に行く、あれは政治家が悪いのを書いているから、雇用促進事業団の窓口は迷惑すると言つておられます。確かにそのとおりです。これは条文には書いてある。書いてあるけれども、裏づけが全然ないでしょう。だから政治家が悪いことになつてしまふ。ですから、これはやはり通産省とも相談をして、何か自営資金の問題について解決するめどはないのか、これをお聞かせ願いたい。

○三治政府委員 これは私のほうもその条文を生かすべく予算要求をやつたわけですから、それで実際国民金融公庫で貸し付ける場合においても、いまの窓口からいって、われわれの石炭離職者対策の生業資金にはなかなか回らぬ。だから事業団を通じて貸し付けするなり、あるいは特別ワクを設けるなりというのを交渉した結果、厚生省の世帯更生資金の貸し付け、これは各県に補助をしておる、こちらのほうをふやす、厚生省のほうもそれによって石炭の離職者については特別配慮をする

いうことで了解ができて、最終的に予算の編成ができて、この世帯更生資金を利用してもらうというふうなきめられたわけですか。

○多賀谷委員 ワクは幾らですか。

○三治政府委員 ワクは、その心配ないだけのワクが地方にあるということですから。それから金額は、今度増額されて十万円までです。

○多賀谷委員 母子世帯が利用するよりなそういう制度ではだめですか。要するに、自営業者が自営のために資金が要る。そういう自営業者と、いうのは、私は率直に言って退職金を持って

いるだろうと思うのです。しかし、足りない。自営業を営もうとするぐらいの人は、若干の資金はあるのですよ。しかしその程度ではできない、こういう状態ですから、もう少し制度として考えていただきたいと思うのです。大蔵省、どうですか。

○田辺説明員 実はこの問題は、おそらく厚生省相当のほうでやっていると、思うのでございます。私は通産省担当の主計官でございます。詳しいことをお答え申し上げることはできないのであります。

いま労働省のほうからお答えがありましたように、世帯更生資金につきまして、特に石炭対策というよりな意味を含めまして、今年度の予算で相当増額したというふう聞いております。そのほか、事業団でこの仕事をやらうとどうかという御質問ですが、事業団は現在の性格によりまして、そういう資金の供給よりは、産炭地域全体の鉱工業の振興に相当重点を置くほうがいいのではないかと、もし必要があるならば、おそらく国民金融公庫の生

業資金の貸し付けというものの対象になるかと思いますが、その点はまだかにはお答えできませんので、御了承願います。

○多賀谷委員 これはひとつ、どうしても考えていただきたいと思ひます。

通産省も労働省も考えていたのだと思います。中高年齢者は訓練所がきつらうという状態になっていきますから、第一、訓練所に入れないです。こういう実情は、確かに中高年齢者の就職がむずかしいことを物語っているのだらうと思う。自営業を営もうとする人は若干退職金その他でたくわえがなくて、そうしてやろうとするわけですから、これについてやはり援助して、何らか自営業が営まれるようにしてやる必要があるのではないかと。通産次官、どうですか。あなたの方で、特別の配慮をして、何か資金を出してもらうようなくふうはないものでしょうか。

○廣瀬(正)政府委員 非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、ひとつ研究してみたいと思ひます。

○多賀谷委員 次は、この前岡田さんが質問したと思ひますが、炭鉱特有の未亡人が非常に多い。炭鉱特有の未亡人というの十分御理解できないかも知れませんが、炭鉱は主人が災害を受けた場合は、大体奥さんを雇っているのです。いままでは雇って来た。ところがもう公傷患者とそれから災害による未亡人が最後に残つてくるのです。この数は年々七百人からに考へてやらなければならぬと思ひます。これについてどういふように対処されているか。両省どちらでもけつこうですから御答弁願ひたい。

○三治政府委員 そういうことを言われてすでに久しくて、われわれのほうも会社やその他にいろいろ資料の提出を求めています。実際求人開拓をして話をしてみても、いままで何と申しますか、その山が安定職場であったので、最後まで残ろうとしておいて、就職意欲が実際問題として出ていない。むしろ一般に再就職のできる人を残しておいて、再就職の困難なような人を先に再就職させるように会社が言うか、具体的に話していつてみると、そういう未亡人家庭の場合においては、全部そういう転換意思なしということ

で、せつかく求人を持つていって、現在のところほとんどだめです。具体的な例は、われわれのほうでそういうこととで、東京付近のゴルフ場のキャディに、説得して、うちまでつくってやうに、家族全部を引き取ってやるといふに話を付けて、そして大体求人条件として固定給で一萬五千元、大体二万円から二萬五千元くらいまではある。若干の出来高があるわけですが、そういうことをやってみても、求人を持つていって全然求職が出てこない。結局山がつぶれるまで求職意欲が現在のところ出ない。これもいま炭労とも話し合つて、炭労は別の計画を一つ持つてきておられます。それから会社が具体的に家政婦の職業紹介をやる援護会をつくるように認可してきています。現在二、三方所できています。これが、これについて認可をやって、その会社が後々までめんどうを見るという

ことと条件で、そういう家政婦の職業紹介の団体を認可しておられます。そういうふういろいろ手を考へておられます。したがって具体的には、現在のところ、そういう未亡人家庭がいろいろ言われておられますが、むしろこれは求人の問題についてわれわれのほうとしては現在種々配慮して、相当の求人を納得させて、その悪い条件でなくて求人ができる態勢はできておると思ひますが、今度は山でそこに行くように説得する具体的なものをどうするかという作戦なり、それから今後会社のほうが相当熱を入れていかぬと、なかなかむずかしい問題だといふふうにお考えしております。

○多賀谷委員 それはゴルフ場なんか、初めて見るようなところにあんなのほうでそういう新しい職場を開拓するから、びつくりして来ないのです。未亡人が炭鉱でどういふ仕事をしておるかといふと、雑用です。あるいは病院の炊事婦、こういう仕事が多いのですから、いまおっしゃるような家政婦協会が何かつくとつてやうて、そして宿舎も世話してやれば来るのです。ゴルフ場なんかに行つて、いままで自分たちが見たことのないような階級の人々の相手をせいなと言ふから、大体びつくりして来ないのです。ゴルフなんか見たこともない連中ですからね。ですからやはり、もう少し今までの環境に合ったような仕事をさせてやらないと無理ではないか。ですから、どうですか、家政婦協会でもつくとつて、そして宿舎を建ててやうて、そして東京とかあるいは大阪とか名古屋というところの何世帯か——これはいま御存じのように、人が足らないのですから、これは当然求人がある、こういうふうにお考えがね。

○三治政府委員 そういう家政婦協会をつくとつて、そこでできるというならば、われわれのほうは喜んでそういうことについてやる意思を持つておられます。

○多賀谷委員 もう時間がないのです。土曜日は半日であるのに、これ以上質問すると基準法に違反しますからやめますけれども、最後に産炭地振興についてお聞きしたいのですが、これは長くなりますから、別の機会に聞くとします。

最近における需給計画のアンバランスのお話があつたと思ひますが、ことに会社間のアンバランス、要するに増産をする会社とスクラップをする会社、こういう会社間のアンバランスがある。ところが販売網は依然として、炭鉱はだんだんなくなつていくけれども、シェアは維持したい、こういう関係になつておる。ですから、ある炭鉱はほんど貯炭をかかえておる。ある炭鉱はほんど貯炭がない。貯炭がないどころか、販売網を持っておりませんから、よその石炭を買つて納めておる、こういう状態になつておる。これはやはり資本主義ですから、販売権というものは一つの権利でしようけれども、これはどうも矛盾があるですね。増産をしても増産をしても、売れない石炭を掘つておるといふ形になるのです。そうすると、むしろスクラップしたほうが炭鉱はもうかる。とにかく赤字は出ないのですから、よそから買ひ上げればいいですから、販売権だけを持つておる。炭鉱を操業しないで販売権だけ持つたほうが、利潤はわずかではあるけれども、もうけは出る。こういう結果になるのです。これは一体どういふうにお考えになつておるか、これをお聞かせ願ひたい。

○三治政府委員 いろいろお聞きを願ひたい。

○三治政府委員 いろいろお聞きを願ひたい。

○中野政府委員 最近スクラップが相  
当進みまして、販売面のシェアという  
ようなものが片方にあるために、いま  
多賀谷先生の御指摘のような問題が起  
こっております。私も一部につ  
いては承知いたしております。そういう  
問題を含めて、石炭産業自身が販売面  
等について、ちょっと需給が悪いから  
投げ売りするとか、私もだらしがない  
と思っておりますが、そういう問題を  
含めて販売体制の整備というよりな問  
題をいませつかく検討中でございます  
ので、いま御指摘の問題を含めまして  
十分検討したいと思っております。

○多賀谷委員 残念ながら石炭は、私  
たちが十年ほど前から指摘したとおり  
になっていっています。この状況を非  
常に残念に思いますけれども、事実上  
はそのとおりになっているでしょう。  
ドイツだって炭鉱は私企業で自由競争  
だけれども、販売はカルテルで一本で  
すね。三つの会社であるけれども、実  
際は一つの販売会社でしょう。です  
から何とかこういう方法でいきなさい、  
それがいければ電力用炭だけでも  
販売会社をつくったらどうですか、こ  
う長いこと叫んできて、やっと、販売  
ではないけれども精算、あとのしりぬ  
ぐいのほりだけをやるというること  
になった。どうもテンポがゆるい。そ  
うして矛盾を露呈しながら、やっとやる  
わけですね。ですから石炭政策はしり  
ぬぐい政策になつちやうのですよ。一  
歩々々前進しないのですね。政府が指  
導権を持つて一歩々々前進していけ  
ば、こういう事態は起らないのです  
よ。ですから私は電力についても、も  
う一つ踏み込んだらどうかと思うので  
す。そうしていわゆる精算会社をつ

るよりも——これはないよりけつこう  
ですよ。けつこうだけれども、一歩一  
歩前進して、漸進主義をとる時代では  
ないんですよ。炭鉱は、とにかく政府  
の運転資金を借りなければやってい  
けないような状態になっているのです  
からね。経理規制も受けなければなら  
ないような状態になっているのです  
からね。ほとんど合理化して石炭を掘った  
炭鉱が、石炭を売るのが販売権がない  
なんという問題が起こる。それから四  
国電力のよりの問題が、これは別の角  
度から起こっております。ですから  
私はこの際やはりこの販売面につ  
いては、抜本的な前進をした姿をとつ  
ていただきたいと思うのです。一方に  
いては、いつでも問題になります  
暖房用炭は依然として高い。千二百円  
下げた下げたというけれども、結局家  
庭用炭はひとつも下がらない、こう  
いう状態でしょう。販売で競争する  
というのには、資本主義においてはそ  
ういふこともありません。しかし、いまの炭  
鉱はそういう状態にないのです。です  
から私は、販売について抜本的な対策  
を立ててもらいたいと思っておりますが、次  
官、どうですか。

○廣瀬(正)政府委員 販売面と申しま  
すか、流通問題につきましては、御指  
摘の点は多々あると思うのでございま  
して、この問題につきましてはひとつ  
抜本的に十分検討いたしましたして、対策  
を樹立するよう努力してまいりたい  
と思っております。

○多賀谷委員 もう一言だけ。ことし  
は出水が非常に多いのですが、電力用  
炭の引き取りはだいたいよろぶであ  
るか。それから年間を通じてはだいた  
いよろぶであると考えられるけれども、順

次買ってくれるかどうか。こんなに雨  
が降っているわけですよ。だいたいよ  
ろぶですか。

○中野政府委員 九電力の引き取りの  
約束については、これを必ず実行して  
もらうように、引き取りのほうは私と  
しては努力します。ただ雨が降るやつ  
をとめるわけにいかない。毎日私は朝  
起きたら、どうして天気にならぬかと  
嘆いているのですが、こればかりは私  
の力ではだめなので、何ともなりませ  
んけれども、引き取りのほうは何とか  
いたします。

○多賀谷委員 年間の引き取りは私は  
やってくれと思う。ところがこれは  
時期があるのです。昭和三十九年の三  
月に一手に引き取ってもらったので  
は、幾ら大蔵省が運転資金を出してや  
らうと思つても、お手上げです。です  
から、やはり逐次引き取ってもらわな  
ければいかぬ。それは大丈夫ですか。

○中野政府委員 順次計画的に引き  
取ってもらうように、いませつかく電  
力業界と話し合いを進めております。  
そういう問題でも毎日私は苦勞してお  
るので、その点御了承願いたい  
と思っております。

○多賀谷委員 鉄鋼用炭は七百四十五  
万トン以上出るでしょう、ことは。  
どうです。

○中野政府委員 これはこの間滝井先  
生にお答えしたように、輸入のほうは  
ちゃんと押えておりますから、下期に  
景気がよくなつて、出統もだいたい情勢  
が変わりつつあるようでありませ  
う、いいんじゃないでしょうか。

○岡本(茂)委員長代理 次会は来たる  
十八日火曜日、午前十時より開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。

午後一時一分散会

昭和三十八年六月二十日印刷

昭和三十八年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局